

第二編 最高裁判所
第三編 下級裁判所
第一章 高等裁判所
第二章 地方裁判所
第三章 家庭裁判所
第四章 簡易裁判所
第五編 裁判所の職員及び司法修習生
第一章 裁判官
第二章 裁判官以外の裁判所の職員
第三章 司法修習生
第四章 裁判事務の取扱
第六編 司法行政
第七編 裁判所の経費
第一編 総則
第一条 (この法律の趣旨) 日本国憲法に
第二条 (下級裁判所) 下級裁判所は、 下級裁判所の設立、廃止及び管轄区
第三条 (裁判所の権限) 裁判所は、日 前項の規定は、行政機関が前審とし この法律の規定は、刑事について、 上級裁判所の設立、廃止及び管轄区
第四条 (上級審の裁判の拘束力) 上級審
第五条 (裁判官) 最高裁判所の裁判官は、 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所 最高裁判所判事の員数は、十四人と
第六条 (所在地) 最高裁判所は、これか 二　訴訟法において特に定める抗告
第七条 (裁判権) 最高裁判所は、左の事 一　上告
第二編 最高裁判所
第八条 (その他の権限) 最高裁判所は、これか 大法廷は、全員の裁判官のうち一人を裁判 各合議体の裁判官のうち一人を裁判 各合議体では、最高裁判所の定める
第九条 (大法廷・小法廷) 最高裁判所は、 大法廷は、全員の裁判官の、小法廷 大法廷は、全員の裁判官のうち一人を裁判 各合議体の裁判官のうち一人を裁判 各合議体では、最高裁判所の定める
第十条 (大法廷及び小法廷の審判) 事件 い。

第一条 (この法律の趣旨) 日本国憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については、この法律の定めるところによる。
第二条 (下級裁判所) 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする。

第二条 (下級裁判所) 下級裁判所は高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所及び簡易裁判所とする。下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

第三条（裁判所の権限） 裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。
下級裁判所の設立 廃止及び管轄区域は別に法律でこれを定める。

第三条 (表半円の附則) 表半円に日本は別途定めたる場合を除いて、一切の規定は、行政機関が前審として審理することを妨げない。前項の規定は、行政機関が前審として審理することを妨げない。

前項の規定は、行政機関が前審として審理で陪審との如きを妨げない。この法規の規定は、法規について、別に陪審の制度を設けることを妨げない。

第四条 (上級審の裁判の拘束力) 上級審の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

第五条（裁判官）最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。最高裁判所判事の員数は、十四人で、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

第二編 最高裁判所
第六条（所在地）最高裁判所は、これを東京都に置く。

第六条（所在地）最高裁判所は、これを東京都に置く。
第七条（裁判権）最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

第七条（裁判権） 最高裁判所は、左の上告

訴訟に出ておいて、特に定めある抗告

第八条（その他の権限）最高裁判所は、この法律に定めるもの以外、他の法律において特に定める権限を有する。

第九条（大法廷・小法廷）最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。

各合議体では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができる

[第十四条（大法廷及び小法廷の審判） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

卷之三

二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。
であるときを除く。)

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

第十一條（裁判官の意見の表示） 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。

第十二条（司法行政事務） 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。

裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

第十三条（事務総局） 最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所に事務総局を置く。

第十四条（司法研修所） 裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第十四条の二（裁判所職員総合研修所） 裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に裁判所職員総合研修所を置く。

第十四条の三（最高裁判所図書館） 最高裁判所に国立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

第三編 下級裁判所

第一章 高等裁判所

第十五条（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所長官及び相応な員数の判事でこれを構成する。

第十六条（裁判権） 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴

二 第七条第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告

三 刑事に関するものを除いて、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告

四 刑法第七十七条乃至第七十九条の罪に係る訴訟の第一審

第十七条（その他の権限） 高等裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十八条（合議制） 高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷すべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。但し、第十六条第四号の訴訟については、裁判官の員数は、五人とする。

第十九条（裁判官の職務の代行） 高等裁判所は、裁判事務の取扱上さし迫つた必要をみたすことができるときは、その管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事にその高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

前項の規定により当該高等裁判所のさし迫つた必要をみたすことができるときは、最高裁判所は、他の高等裁判所又はその管轄区域内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の判事に当該高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

第二十条（司法行政事務） 各高等裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、その議長となる。

第二十一条（事務局） 各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等裁判所に事務局を置く。

第二十二条（支部） 最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

最高裁判所は、高等裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第二章 地方裁判所

第二十三条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第二十四条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 第三十三条第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟（第三十一条の三第一項第二号の人事訴訟を除く。）及び第三十三条第一項第一号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審

二 第十六条第四号の罪及び罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟の第一審

三 第十六条第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴

四 第七条第二号及び第十六条第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十五条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるものと他に法律において特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十六条（一人制・合議制） 地方裁判所は、第一項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、法廷すべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三第一項の罪及びに盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第二十七条（判事補の職権の制限） 判事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第二十八条（裁判官の職務の代行） 地方裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する高等裁判所は、その管轄区域内の他の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

前項の規定により当該地方裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、最高裁判所は、その地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所以外の高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第二十九条（司法行政事務） 最高裁判所は、各地方裁判所の判断のうち一人に各地方裁判所長を命ずる。

各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長が、これを総括する。

各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の判断でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。

第三十条（事務局） 各地方裁判所の庶務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

第三十一条（支部・出張所） 最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができる。

最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第三章 家庭裁判所

第三十二条（構成） 各家庭裁判所は、相忾な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十三条（裁判権その他の権限） 家庭裁判所は、次の権限を有する。

一 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）で定める家庭に関する事件の審判及び調停

二 人事訴訟法（平成十五年法律第一百九号）で定める人事訴訟の第一審の裁判

三 少年法（昭和二十三年法律第六百六十八号）で定める少年の保護事件の審判

家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十四条（一人制・合議制） 家庭裁判所は、審判又は裁判を行ふときは、次項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、審判を終局させる決定並びに法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第三十五条（地方裁判所の規定の準用） 第二十七条乃至第三十一条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

第四章 簡易裁判所

第三十六条（裁判官） 各簡易裁判所に相忾な員数の簡易裁判所判事を置く。

第三十七条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第百八十六条、第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟

簡易裁判所は、拘禁刑以上の刑を科することができない。ただし、刑法第二百三十条の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第二百八号）第三十一条から第三十三条までの罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第二百五十八号）第二百三十条から第三十二条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の拘禁刑を科することができる。

簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならない。

第三十八条（その他の権限） 簡易裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十九条（一人制） 簡易裁判所は、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

第四十条（裁判官の職務の代行） 簡易裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、同項に定める裁判官以外のその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第四十一条（司法行政事務） 各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁判所の裁判官が、一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。

所の事務の全部又は一部を取り扱わざることができる。

第四編 裁判所の職員及び司法修習生

第一章 裁判官

第三十九条（最高裁判所の裁判官の任免） 最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。

最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。
最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に關する法律の定めるところにより国民の審査に付される。

最高裁判所長官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

第四十条（下級裁判所の裁判官の任免） 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。
第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならぬ。

高等裁判所長官

一 判事

二 簡易裁判所判事

三 檢察官

四 檢察官弁護士

五 別に法律で定める大学の法律学の教授又は准教授

六年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号から第六号までに掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号から第六号までに掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十二条（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 檢察官

四 檢察官弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前項第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上前項第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないと簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

第四十三条（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第四十四条（簡易裁判所判事の任命資格） 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は次の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 檢察官

三 弁護士

四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務事務官又は法務教官

五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、前項の規定は、これを適用しない。

司法修習生の修習を終えないと検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十五条（簡易裁判所判事の選考任命） 多年司法事務にたゞさわり、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前項第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命することができる。

第四十六条（任命の欠格事由） 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
二 弹劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第四十七条（補職） 下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補する。

第四十八条（身分の保障） 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

第四十九条（定年） 最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年に達した時に退官する。

第五十条（報酬） 裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

第五十一条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第二章 裁判官以外の裁判所の職員

第五十三条（最高裁判所事務総長） 最高裁判所に最高裁判所事務総長一人を置く。

最高裁判所事務長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判所の事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第五十四条（最高裁判所の裁判官の秘書官） 最高裁判所に最高裁判所長官秘書官一人及び最高裁判所判事秘書官十四人を置く。

最高裁判所長官秘書官は、最高裁判所長官の、最高裁判所判事秘書官は、最高裁判所判事の命を受けて、機密に関する事務を掌る。

第五十五条（司法研修所教官） 最高裁判所に司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第五十六条（司法研修所長） 最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第五十六条の二（裁判所職員総合研修所教官） 最高裁判所に裁判所職員総合研修所教官を置く。

裁判所職員総合研修所教官は、上司の指揮を受けて、裁判所職員総合研修所における裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養の指導をつかさどる。

第五十六条の三（裁判所職員総合研修所長） 最高裁判所に裁判所職員総合研修所長を置き、裁判所職員総合研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

裁判所職員総合研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、裁判所職員総合研修所の事務を掌理し、裁判所職員総合研修所の職員を指揮監督する。

第五十六条の四（最高裁判所図書館長） 最高裁判所に最高裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

最高裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて最高裁判所図書館の事務を掌理し、最高裁判所図書館の職員を指揮監督する。

前二項の規定は、国立国会図書館法の規定の適用を妨げない。

第五十六条の五（高等裁判所長官秘書官） 各高等裁判所に高等裁判所長官秘書官各一人を置く。

高等裁判所長官秘書官は、高等裁判所長官の命を受けて、機密に関する事務をつかさどる。

第五十七条（裁判所調査官） 最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、知的財産又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査その他の法律において定める事務をつかさどる。

第五十八条（裁判所事務官） 各裁判所に裁判所事務官を置く。

裁判所事務官は、上司の命を受けて、裁判所の事務を掌る。

第五十九条（事務局長） 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所に事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各家庭裁判所の事務局長は、各家庭裁判所長の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第六十条（裁判所書記官） 各裁判所に裁判所書記官を置く。

裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類又は電磁的記録の作成及び保管その他の法律において定める事務を掌る。

裁判所書記官は、前項の事務を掌るほか、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行う法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。

裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

裁判所書記官は、口述の書取その他の書類又は電磁的記録の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添え、又は併せて記録することができる。

第六十一条（裁判所速記官） 各裁判所に裁判所速記官を置く。

裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

裁判所速記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十一条（裁判所技官） 各裁判所に裁判所技官を置く。

裁判所技官は、上司の命を受けて、技術を掌る。

第六十二条（家庭裁判所調査官） 各家庭裁判所及び各高等裁判所に家庭裁判所調査官を置く。

家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十三条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他の法律において定める事務を掌る。

最高裁判所は、家庭裁判所調査官の中から、首席家庭裁判所調査官を命じ、調査事務の監督、関係行政機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

第六十三条（廷吏） 各裁判所に廷吏を置く。

家庭裁判所調査官補は、家庭裁判所調査官の命を受け、家庭裁判所に執行官を置く。

第六十四条（執行官） 各家庭裁判所に執行官を置く。

執行官は、他の法律の定めるところにより裁判の執行、裁判所の発する文書の送達その他の事務を行う。

第六十五条（勤務裁判所の指定） 裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長たるもの除く。）、裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補、執行官及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを定める。

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

第六十八条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十九条（修習期間） 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十条（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

第六十一条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

第六十二条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項に定めるもののほか、修習給付金の支給に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十三条（修習専念資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十四条（修習専念資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となつたとき、又は修習専念資金の貸与を受けた者について修習専念資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第二百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなつたときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条（罷免等） 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

第五編 裁判事務の取扱

第一章 法廷

第六十九条（開廷の場所）

法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。

最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十条（公開停止の手続） 裁判所は、日本国憲法第八十二条第二項の規定により対審を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第七十一条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

第七十二条（法廷外における処分） 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に対し、退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

前項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

前二項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行いう場合において、その裁判官もこれを有する。

第七十三条（審判妨害罪）

第七十一条又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

第二章 裁判所の用語

第七十四条（裁判所の用語）

裁判所では、日本語を用いる。

第三章 裁判の評議

第七十五条（評議の秘密）

合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならぬ。

第七十六条（意見を述べる義務）

裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第七十七条（評決） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によって裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

第七十八条（補充裁判官） 合議体の審理が長時日にわたることとの予見される場合には、補充の裁判官が審理に立ち会い、その審理中に合議体の裁判官が審理に関与することができなくなつた場合において、あらかじめ定める順序に従い、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判をすることができる。但し、補充の裁判官の員数は、合議体の裁判官の員数を越えることができない。

第七十九条（裁判所の共助）

裁判所は、裁判事務について、互に必要な補助をする。

第六編 司法行政

第八十条（司法行政の監督）

司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う。

一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。

二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。

三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

五 第三十七条に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

第八十一条（監督権と裁判権との関係） 前条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

第八十二条（事務の取扱方法に対する不服） 裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。

第七編 裁判所の経費

裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。裁判所構成法、裁判所構成法施行条例、判事懲戒法及び行政裁判法は、これを廃止する。

最 高 裁 判 所

最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は検察官をもつて司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官に、裁判官をもつて裁判所調査官にそれぞれ充てることができる。

附 則

(昭和二十二年一〇月二九日法律第一二六号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(昭和二十二年二月七日法律第一九五号)

この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

(昭和二十三年一月一日法律第一九五号)

この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

(昭和二十三年七月一日法律第一四六号)

この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

(昭和二十三年一月一日法律第一四六号) 抄

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(昭和二十三年一月一日法律第二六〇号)

1 附 則（昭和二五年四月一四日法律第九六号）
 この法律のうち、裁判所法第六十一条の二、第六十一条の三及び第六十五条の改正規定は、検察審査会法第六条第六号の改正規定中少年調査官及び少年調査官補に関するもの並びに少年法の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の部分は公布の日から施行する。
 2 この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際現に少年保護司に補せられている裁判所事務官で、少年調査官に任命されないものは、別に辞令を發せられないときは、裁判所事務官を兼ねて少年調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

附 則（昭和二五年一二月一〇日法律第二八七号）
 この法律のうち、第三十三条の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年三月三〇日法律第五九号）
 第三十三条の改正規定の施行前に地方裁判所に訴又は公訴の提起があつた事件については、同条の改正規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和二六年一二月六日法律第二九八号）
 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二六八号）抄
 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二七日法律第一二六号）抄
 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二七日法律第一二六号）抄
 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。

この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
 2 この法律の施行前に地方裁判所に訴の提起があつた事件については、第三十三条の改正規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和二九年五月二七日法律第一二六号）抄
 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。

- 附 則** (昭和四一年七月一日法律第一一一号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四五年五月一八日法律第六七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。
附 則 (昭和五三年六月二三日法律第八二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年八月二十四日法律第八二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。
附 則 (平成七年四月一九日法律第六六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一〇年五月六日法律第五〇号)
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年一二月六日法律第一四二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(検討等)
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第三条及び附則第十一条の規定 平成十八年四月一日
(司法修習生の修習期間等に関する経過措置)
第十一条 第三条の規定の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間については、なお従前の例による。
 2 新法附則第二項又は前条の規定により新司法試験に合格した者とみなされた者であつて、第三条の規定の施行後に採用された司法修習生については、最高裁判所の定めるところにより、同条の規定による改正後の裁判所法第六十七条第一項の修習において裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を十全に修得させるため、必要な修習期間の伸長その他の措置を講ずることができる。
附 則 (平成一五年七月一六日法律第一〇九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(裁判所法の一部改正に伴う家庭裁判所調査官の事務等に関する経過措置)
第十五条 前条の規定の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、同条の規定による改正後の裁判所法第六十一条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則** (平成一五年七月二五日法律第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(簡易裁判所の管轄の拡大に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、第一条の規定による改正後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に司法書士又は司法書士法人がした司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する簡裁訴訟代理関係業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前における裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 略
二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条

附 則 (平成一八年五月八日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(附 則) (平成一九年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(附 則) (平成一〇年六月一八日法律第七一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二二年一二月三日法律第六四号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新裁判所法」という。）附則第四項の規定は、平成二十二年十一月一日からの法律の施行の日の前日までに採用された司法修習生についても、適用する。

新裁判所法附則第四項に規定する日までに採用され同日後も引き継ぎ修習をする司法修習生の給与については、同日後においてもなお従前の例による。

項による改正前の裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第十四条ただし書に規定する給与の例による。

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。
付 則（平成二四年八月三日法律第五四号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中裁判所法第六十七条の二第三項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

施行期日 阿見(立二五年七月一九日法律第四ノ号) 批

附 則（平成二九年四月二六日法律第二三三号）

施行期日
この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しな

所去第六十七条の三の規定は、この法律の施行後これを採用さしと同法修正案に付して適用され、この法律の施行前にこれを採用さしと同法修正案の参考資料に付しては、なるほど前記による。

新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

高橋半兵衛一
抄

施行期日　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第十二条の改正規定、第一条及び第四条から第七条までの規定並びに附則第四条及び第六条の規定 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日

施行期日 附 則
（平成三十一年五月三〇日法律第三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十五条

第三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

施行期日 附則（令和元年六月二十六日法律第四四号）抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規定及び次条から附則第四条までの規定
公布の日

略
第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定
平成三十四年十月一日

四
政令への委任)
前二条に定めるもののほか、二の法律の施行に際しては、必要な添置は、政令で定まる。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第一項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定
公布の日

(罰則に関する経過措置)

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百二十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百二十五条 (この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(施行期日) 附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 (令和五年六月一四日法律第五三号)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定 (公布の日)

第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定(公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定(「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る。)、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定(第九十二条第一項)の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。)、同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法附則に四項を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。)及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第百十条中民事保全法第四十六条の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。)、第百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第百四十五条中民事再生法第百十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条)を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。)、第百六十一条第一項の規定(第二百一条中会社更生法第百十条第三項の改正規定(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条)を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。)及び同法第一百十五条の次に一条を加える改正規定、第百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定(「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定(第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定、同法第五十六条第二項の改正規定(「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。)、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第一項の規定、第三百四十四条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限る。)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日